

葛飾区軟式野球連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟（以下「連盟」と称する）は葛飾区軟式野球連盟と称し公益財団法人東京都軟式野球連盟葛飾支部とする。

第2条 連盟の事務局は、葛飾区体育協会事務局内におく。

第3条 連盟の事務所は、総合スポーツセンター野球場におく。

第2章 目的及び事業

第4条 連盟は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を区民全般に普及と会員相互の密接な連携を図り、野球を通じて区民の体力向上と明朗なるスポーツマンシップの育成を目的とする。

第5条 連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 葛飾区内における野球大会の主催及び後援
2. 公認野球規則の普及徹底
3. 軟式野球の普及発展及び技術に関する指導研究
4. 軟式野球の審判技術向上に関する指導研究
5. 少年野球大会の後援及び協力
6. その他の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 連盟の会員は、正会員（以下「会員」と称する。）及び賛助会員とする。

第7条 会員チームは社会人チームである。

1. 会員チームは社会人チームで、原則として「区内在住者もしくは区内勤務者」とする。ただし、チーム責任者は区内在住者（成人）とする。
2. 社会人チームは、社会人・定時制の生徒・野球部に籍を置かない高校生で3名まで登録できるが、高校生を登録したチームは上部大会には出場できない。

第8条 社会人チームは、責任者・監督・主将を含めて20名以内の競技者によって編成しなければならない。

第9条 連盟の目的及び事業を支援する者を持って賛助会員とする。

第4章 加盟及び脱退

第10条 会員となるには、連盟の定める登録申込書の提出及び登録費の納入を行うものとする。

第11条 登録申込書を受理した場合は、直ちに会員名簿の登録手続きを行わなければならない。
なお、登録手続き完了をもって連盟の資格を取得する。

第12条 会員は登録事項に移動が生じたときは、連盟に報告しなければならない。

第13条 会員の登録は、毎年総会日に手続きを完了しなければならない。

第14条 会員は登録に際して、次の事項の一つに該当した時はその資格を失う。

1. 第6条に定める会員等は、社会的に不相当と認められたとき。
2. 自ら脱退の意思を表明したとき。
3. 除名の処置をとられたとき。

第5章 役員

第15条 連盟に次の役員を置く。（会長代行職を置いた時は、会長職を代行する。）

会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、専務理事1名、常務理事若干名、常任理事若干名、理事若干名、顧問若干名、参与若干名、相談役若干名、監査2名、事務局長1名、運営委員

第16条 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱し連盟の最高名誉職とする。

第17条 会長・副会長は、理事会の推薦により決定し、会長は連盟を代表し会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は代行する。

第18条 理事長は、常任理事会において推薦し理事会の承認を得て会長が委嘱し会務を行う。又、会長・副会長に事故ある時は職務を代行する。

第19条 副理事長・専務理事・常務理事・常任理事・部長は、理事の中から理事長が推薦し理事会の承認を得て会長が指名し事業に関する企画及び運営処理にあたる。

第20条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。

第21条 理事は、各ブロックから選出された3名を会長が指名し運営に関する事項を処理する。なお会長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て理事を若干名指名することができる。

第22条 監査人は、理事会の議決を得て指名され連盟の会計を監査する。

第23条 会長は、必要に応じ顧問・参与・副会長・相談役を委嘱することができる。

第24条 理事長は、事務局長を推薦し会長が委嘱し連盟の事務処理をする。

第25条 各ブロックの運営委員は連盟事業の運営にあたる。

第26条 葛飾区内を次の7ブロックにわけるとする。

第1ブロック＝金町・東金町・水元・東水元・南水元・西水元・新宿6丁目・柴又・新宿1～5丁目・高砂2～8丁目・青戸5～7丁目

第3ブロック＝亀有・西亀有。白鳥・お花茶屋・青戸8丁目

第4ブロック＝小菅・堀切・東堀切・宝町

第5ブロック＝青戸1～4丁目・立石・東立石

第6ブロック＝四つ木・東四つ木

第7ブロック＝新小岩・東新小岩・西新小岩

第8ブロック＝奥戸・細田・鎌倉・高砂1丁目

第27条 理事長は、事務遂行のため必要と認めた場合専門委員会を設けることができる。

1. 専門委員は、理事の中から推薦し理事長が委嘱する。
2. 専門委員の職務は、その都度定める。

第28条 連盟の運営を円滑にするため次の各部等を設置する。

1. 総務部・財政部・企画部・審判部・競技部・施設部・事務局
2. 各部に次の部員を置く。
部長1名、副部長又は幹事・委員若干名
3. 副部長は、部長を補佐し部長の事故あるときは代行する。
4. 各部の活動は、理事会で報告する。

第29条 役員の任期等

1. 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 任期半ばで退任した場合は、後任役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その職務を継続することが困難な事情が生じたときは、理事会の承認を得て辞職することができる。
4. 役員は、連盟の名誉を損傷し、又は、本連盟の目的に反する行為をしたときは規律委員会で審議し、会長は理事会の議決を得て解任することができる。

第30条 役員は、連盟の事務を処理するため、日曜日(大会期間中)に総合スポーツセンター野球場に常駐する。

第6章 規律

第31条 会員チーム(監督・選手含む)は、一つのチーム以外に加入することはできない。

第32条 会員チーム(監督・選手含む)は、連盟・後援・公認野球大会以外は出場することはできない。

第33条 会員チーム(監督・選手含む)は、本規約並びに付属規定に違反することはできない。

(付属規定は、登録規定・公式大会規定・公式大会試合細則)

第34条 会員チーム(監督・選手含む)は、前第31条・第32条・第33条に違反したときは、規律委員会で審議し理事会において除名・大会への出場停止・その他の処分をすることができる。

第7章 会議

第35条 連盟は次の機関を置き会務を処理する。

1. 総会（定期総会及び臨時総会）
2. 理事会・常務会・常任理事会
3. 専門委員会（ブロック長会議）
4. 部長会

第36条 総会等

1. 連盟の総会は、全役員及び各会員チームの代表者を持って構成し、年1回定期総会を会長が招集して事業報告・決算報告・事業計画案・予算案及びその他重要事項を審議し承認を得る。
2. 会長が必要と認めたととき及び会員の3分の1以上の審議の要請があった場合は、臨時総会を招集することができる。
3. 総会の議長は出席者からその都度選出する。

第37条 理事会・常務会・常任理事会は、理事長が招集し過半数以上の理事で構成し会務を処理する。

第38条 専門委員会は、委員長が必要に応じて召集し議案を処理する。

第39条 部長会は、各部長が招集して連盟の運営を円滑にするために懸案事項を討議する。

第40条 連盟の会議は、出席者の過半数をもって決定する。可否が同数のときは議長が決定する。なお、各部会で審議決定した内容は理事会に報告する。

第8章 会計

第41条 連盟の経費は事業収入及び補助金並びにその他の収入をもって充てる。

第42条 会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

1. 会長は、前年度の収支決算書を作成し理事会に報告し承認を受ける。
2. 会長は、当年度において予算書（案）を作成し理事会に報告し承認を受ける。

第9章 付則

第43条 理事会で定める事項等

1. 本規約（以下「規約」と称する）に定める事項は、理事会で議決し総会で報告する。
2. 規約の施行についての必要な規定・細則及び運用は理事会の議決により会長が定める。

第44条 連盟の規約の改廃については、理事会で議決し総会で報告し承認を得る。

第45条 この規約の変更は、理事会の議決を経て行う。

1. 平成25年 2月 23日（見直しをして改正）